

2024 年度 施設・設備及び学生支援の自己点検・評価結果

教育支援・国際交流推進機構 高等教育開発センター

鳥取大学における施設・設備及び学生支援の自己点検・評価は 2 年に 1 回実施することとしており、2024 年度には 2022 年 10 月－2024 年 9 月を対象期間として実施した。自己点検・評価は、大学機関別認証評価の基準等をもとに作成した「自己点検シート」によって、まず関係する組織及び学部・研究科がそれぞれ自己点検を行い、次に高等教育開発センターがその結果を判定する手順で進められた。以下、対象となった関係組織及び学部・研究科の構成、高等教育開発センターの判定方法、及び自己点検・評価結果の概要を示す。

■ 自己点検・評価の対象

いずれも区分・点検項目の内容に応じてそれぞれ関連する組織のみ対象とした。

I：各種センター・関係組織

センター等	事務組織
情報戦略機構 学生支援センター 保健管理センター キャリアセンター 国際交流センター	施設環境部 総務企画部情報企画推進課 総務企画部人事課 研究推進部図書館情報課 学生部教育支援課 学生部学生生活課 学生部国際交流課

II：学部・研究科

学部	研究科
地域学部 医学部 工学部 農学部	持続性創生科学研究科 医学系研究科 工学研究科 連合農学研究科 共同獣医学研究科

■ 自己点検・評価の方法

以下の判断基準に従って、3 種に分類して判定した。

分類	判断基準
○	実施済み：十分な取組が認められ、既に実施済みであるもの。
△	一部未実施：概ね取組が認められるが、一部でさらなる対応が期待されるもの。
※	未実施：取組が十分ではなく、今後早急な対応が求められるもの。
－	対象外のもの。

■自己点検・評価の結果

I：施設・設備

	区分	点検項目（文言は簡略化）	判定
1	法令に基づく施設・設備の整備	① 校地、校舎の基準面積	○
		② 施設・設備（校地、運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理・語学学習の施設等）の整備	○
		③ 共同課程の実施状況	○
		④ 空地・運動場の代替措置を適用している場合の実施状況	—
		⑤ 夜間授業を実施している場合の施設・設備の利用状況	○
		⑥ 複数キャンパスの実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況	○
2	法令に定める実習施設等の設置	大学設置基準第39条に基づく施設（附属学校、附属病院、農場、演習林、家畜病院）の設置	○
3	施設・設備における安全性への配慮	① 施設・設備における耐震化の実施状況	○
		② 施設・設備の耐震基準を満たさない場合の理由と改善計画	—
		③ 施設・設備の老朽化に対する対応状況	○
		④ 安全・防犯面への配慮（外灯や防犯カメラの設置等）	○
		⑤ 障害ある学生等の施設利用への配慮（バリアフリー化等）	○
		⑥ その他施設・設備の法令に基づく適切な管理運営	○
4	ICT環境の整備・活用	① 授業内外のインターネット・ICT環境の整備・充実と活用	△
		② ICT環境を維持・管理するメンテナンスやセキュリティ管理	○
		③ 学習支援環境の基盤（授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等）のICT化の整備と活用	○
5	図書館における資料の整備・活用	図書館における図書資料等の系統的な整備と活用	△
6	自主的学習環境の整備・利用	自主的学習環境（自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等）と活用	○

II：学生支援

	区分	項目	判定
1	学生の生活、健康、就職等進路及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制	① 学内の生活支援等に関する相談・助言体制の整備と支援	○
		② 健康に関する相談・助言体制の整備と支援	○
		③ 就職等進路に関する相談・助言体制の整備と支援	○
		④ 各種ハラスメントに関する防止措置・相談体制の整備と相談	○
2	学生の課外活動への支援	課外活動に関する支援（課外活動施設設備の整備、運営資金、備品貸与等）	○
3	留学生への生活支援体制	留学生に対する学内の生活支援等に関する実施体制の整備と支援・外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）	○
4	障害又は特別な支援が必要な学生への生活支援体制	① 障害ある学生等に対する学内の生活支援等に関する実施体制の整備と関係法令の趣旨を考慮した支援	○
		② 対象となる学生が在籍していない状況での生活支援の体制	○
5	学生に対する経済面での援助	① 奨学金制度の整備、当該窓口の周知及び必要な支援の実施	○
		② 学生への経済的支援（入学科・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舎等）	○